

## ● 電子化手数料のご案内 ●

### 書面で提出した出願手続には電子化手数料の納付が必要です

特許庁では、手続の効率的な処理を促進するため、すべての手続を電子化を進めております。そのため、ユーザーの皆様が各種手続を書面（紙）で提出された場合は、電子化するための手数料（電子化手数料）の納付が義務づけられています。

## 1. 電子化手数料とは

特許庁への出願等手続は、パソコンを利用して行う電子出願と、書面（紙）による手続の二通りの方法がありますが、電子出願で可能な手続を書面で行う場合には、その書面に記載されている事項を特許庁長官が認定した登録情報処理機関において電子化することとしており、この電子化のために必要な費用（実費）として納付していただく手数料です。

<根拠条文：工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（特例法）第7条、第40条>

- ☞ 電子化手数料の納付を必要とする手続については、特許庁サイトをご参照ください。

『書面で手続する場合の電子化手数料について』

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/paper/denshika.html>



- ☞ 登録情報処理機関は、現在のところ「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」の1機関が登録されています。

一般財団法人工業所有権電子情報化センター（略称：PAPC）

<https://www.papc.or.jp/>



## 2. 電子化手数料の額

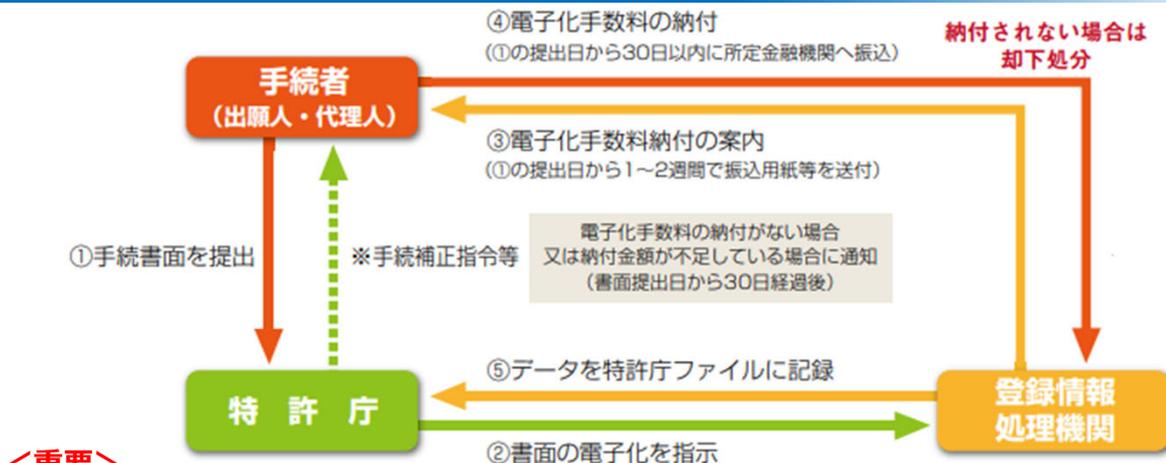
**手続1件につき 2,400円に 書面1枚につき 800円を加えた額** です。

また、複数の手続を一度に書面で提出した場合は、各手続、それぞれ1件ごとに電子化手数料を算出することとなります。

（例）商標登録願（1枚）を書面で提出したときの電子化手数料は、  
2,400円 + (1枚 × 800円) = 3,200円 となります。

※手数料額の算定に当たっては、電子化手数料を徴収する対象の手続件数及び書面枚数に対し、電子化に要する人件費、物件費等の業務経費のうち手続者負担に相当する経費分を賄うことができるよう設定しています。

## 3. 電子化手数料の納付の流れ



### <重要>

電子化手数料の納付が無い場合、又は納付した金額が不足している場合は、特許庁から手続補正指令の通知があります。その通知に応答しない（電子化手数料が納付されない）場合は、手続がなかったものとして処分（出願等の手続が却下）されますのでご注意ください。

## ● 電子出願について ●

電子出願は専用ソフトを使用して自宅や会社のパソコンから特許などの手続を行う電子申請です。利用するためには、電子証明書の購入・インターネット出願ソフトをダウンロードするなど事前準備が必要です。

- ☞ 詳細は、『電子出願ソフトサポートサイト』をご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/paper/denshika.html>



### 【電子化手数料についての問合せ先】

特許庁出願課電子記録基準管理班 TEL03-3581-1101（内2762）



# 電子化手数料対象書類一覧

↓「四法区分」で共通は特・実・意・商を指す

	書類名	四法区分	備考
1	特許願（特許請求の範囲、明細書、図面、要約書）	特	
2	特許願（外国語特許請求の範囲、外国語明細書、外国語図面、外国語要約書）	特	
3	実用新案登録願（実用新案登録請求の範囲、明細書、図面、要約書）	実	
4	翻訳文提出書（外国語特許請求の範囲の翻訳文、外国語明細書の翻訳文、外国語図面の翻訳文、外国語要約書の翻訳文）	特	
5	誤訳訂正書	特	
6	国内書面	特・実	
7	図面の提出書	実	
8	国際出願翻訳文提出書	特・実	
9	新規性喪失の例外の適用申請書	特・実	
10	国内処理請求書	実	
11	特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書	特・実	
12	特許協力条約第19条補正の写し提出書	特・実	
13	特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書	特・実	
14	特許協力条約第34条補正の写し提出書	特・実	WIPO標準ST.26に準拠した配列表の磁気ディスクを添付するものを除く。
15	先の出願に基づく優先権主張取下書	特・実	
16	出願審査請求書	特・実	
17	出願審査請求書（他人）	特・実	
18	回復理由書	特・実・意	特許料及び割増特許料の追納（法第112条の2）、実用新案登録料及び割増登録料の追納（法第33条の2）、意匠登録料及び割増登録料の追納（法第44条の2）を除く。
19	実用新案技術評価請求書	実	
20	実用新案技術評価請求書（他人）	実	
21	出願公開請求書	特	
22	優先審査に関する事情説明書	特	
23	意匠登録願	意	
24	商標登録願	商	
25	団体商標登録願	商	
26	地域団体商標登録願	商	
27	商標権存続期間更新登録申請書	商	
28	防護標章登録願	商	
29	防護標章登録に基づく権利存続期間更新登録願	商	
30	重複登録商標に係る商標権存続期間更新登録願	商	
31	特徴記載書	意	
32	秘密意匠期間変更請求書	意	
33	手続補正書（方式）	共通	証明書等の物件のみの補正又は手数料の納付のみの補正は、電子化手数料は不要。ただし、オンラインで手続可能な別の書類を援用する旨【援用の表示】を記載する等の補正又はこれを含む補正は電子化手数料が必要。
34	手続補正書	共通	
35	出願人名義変更届	共通	

	書類名	四法区分	備考
36	出願人名義変更届（一般承継）	共通	
37	手続補正書	共通	証明書等の物件のみの補正は、電子化手数料は不要。ただし、オンラインで手続可能な「手続を行った旨の申出」又はこれを含む補正等については、電子化手数料が必要。
38	代理人変更届	共通	
39	代理人受任届	共通	
40	代理人選任届	共通	
41	代理人辞任届	共通	
42	代理権変更届	共通	
43	代理権消滅届	共通	
44	包括委任状援用制限届	共通	
45	復代理人変更届	共通	
46	復代理人受任届	共通	
47	復代理人選任届	共通	
48	復代理人辞任届	共通	
49	復代理権変更届	共通	
50	復代理権消滅届	共通	
51	出願取下書	共通	
52	出願放棄書	共通	
53	意見書	共通	
54	期間延長請求書	共通	
55	期間延長請求書（期間徒過）	共通	
56	審判請求書	共通	※
57	請求取下書	共通	※
58	審理再開申立書	共通	※
59	証拠説明書	共通	※ 証拠保全に係るものを除く
60	検証申出書	共通	※ 証拠保全に係るものを除く
61	口頭審理申立書	共通	※
62	口頭審理陳述要領書	共通	※ 証拠保全に係るものを除く
63	尋問事項書	共通	※ 証拠保全に係るものを除く
64	証拠申出書	共通	※ 証拠保全に係るものを除く
65	証人尋問申出書	共通	※ 証拠保全に係るものを除く
66	鑑定申出書	共通	※ 証拠保全に係るものを除く
67	鑑定事項書	共通	※ 証拠保全に係るものを除く
68	録音テープ等の内容説明書	共通	※ 証拠保全に係るものを除く
69	回答希望事項記載書面	共通	※ 証拠保全に係るものを除く
70	期日変更請求書	共通	※ 証拠保全に係るものを除く

※ 拒絶査定不服審判事件（特・実・意・商）、補正却下不服審判事件（意・商）が対象。